令和９年度 玄海町保育所入所のご案内

令和９年４月から、新しく保育所に入所を希望される方は、下記のとおり申込みの受付を行います。申込みは玄海町役場こども・ほけん課窓口にて行ってください。

●入所受付の対象となる条件

玄海町にお住まいの方で、子どもの保育を希望される保護者（父、母）が次のような事由で子どもの保育が必要と認められる、おおむね生後３ヵ月以上（首がすわっていること）から就学前までの乳幼児です。

○　家庭外で月に６０時間以上の労働をしている

○　家庭内で児童と離れて、月に６０時間以上家事以外の労働をしている

○　母が妊娠中又は出産後間がない

○　家庭内の親族を常に介護・看護している

○　災害（風水害、震災、火災等）にあい、その復旧にあたっている

○　学校や職業訓練学校に通っている

○　その他（働く意思があり、昼間求職活動を行っているなど）

●申し込み期間【申込書はこども・ほけん課窓口でお渡しします】

令和８年１１月９日（月）～１２月１１日（金）

◎入所を希望される場合は、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

※玄海町役場こども・ほけん課に申請に必要な書類を提出してください。

１　施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
（様式はこども・ほけん課にあります）

２　保育の必要性を認定するための証明書
（保育を必要とする理由毎に、必要な証明書を提出してください）

★☆「保育の必要性を認定するための証明書」とは☆★

お子さんの保護者（父、母）は、保育を必要とする理由によって、次のいずれかを「保育の必要性を認定するための証明書」として提出してください。
（ご家庭に一緒にお住まいの方で、祖父母、叔父(母)(65 歳未満の方)などの分も必要となる場合もあります。）

①農業など自営業の方→自営業申立書

②会社等にお勤めの方→就労証明書、内職申立書
（お勤め先の証明を受けてください）

③妊娠中、病気、障害のある方→母子手帳、障害者手帳、診断書
（母子手帳、障害者手帳は写しで構いません）

④求職活動中の方→求職活動を行っていることが分かる書類等
（ハローワークの受付票の写しなど）

⑤家庭内の親族を介護・看護している方→病気・介（看）護等申立書及び
（民生(児童)委員の確認を受けてください）

●保育必要量について

○月１２０時間以上就労等をされている場合
→１１時間／１日【保育標準時間】
※保育標準時間は、朝７時３０分から夕方６時３０分までが基本的な保育の時間となります。

○月６０時間以上１２０時間未満で就労等をされている場合
→８時間／１日【保育短時間】
※保育短時間は、朝８時３０分から夕方４時３０分までが基本的な保育の時間になります。

詳細につきましては、下記担当までお問い合わせください。

担当：こども・ほけん課　太田（℡　５２－２１５９）

◎保育所入所申込みをされた保護者様へ

お子さんの保育所入所については、年齢や認定こども園、保育所などの入所希望により保育給付認定についての申請をしていただいた後に、審査したのち玄海町より「支給認定証」（保育の必要性がない場合は、「認定却下通知書」）を送付します。

玄海町内の保育所入所希望の場合、保育所から面接日程についての連絡がありますので、「支給認定証」をご持参いただき、希望される保育所にて面接を行います。その後、入所決定会議を経て入所の決定を行います。４月からの入所が決定しましたら、利用契約決定通知書を保護者様あてに送付します。送付の時期は、年が明けて２～３月頃になりますのでご承知おきください。

唐津市など他の自治体の施設入所を希望される方は、玄海町に申請後、玄海町と入所を希望される施設がある自治体との協議後に利用決定通知が送付されます。

また、家庭の事情等により入所を取りやめる場合は、こども・ほけん課までご連絡ください。

◎保育料について

◇保育料の算定方法◇

保育料は、児童の父母の町民税「所得割額」を合算した額を基に算定します。

また、祖父母等と同居の家庭で、父母の収入が少なく祖父母等が金銭的に児童の生活を支えていると認められる場合や祖父母等が児童を町民税の算定上もしくは健康保険等の扶養親族としている場合などは、祖父母等の町民税額も算定対象に含めることがあります。

４月分から８月分までの保育料は、前年度の町民税「所得割額」により算定します。９月分から翌年の３月分までは、８月に見直しを行い当年度の町民税「所得割額」により算定します。

◇保育料の納付方法◇

納付書もしくは口座振替により納付していただきます。

納付書の場合は、毎月上旬に郵送にて当月分の納付書をお送りします。

口座振替をご利用の場合は、月末が振替日になります。
（月末が土日祝日の場合はその翌営業日となります。）

申込書は金融機関に備え付けてありますので、預金通帳・届出印を持って金融機関にて手続きをお願いします。

口座から引き落としできなかった場合には、こども・ほけん課から「口座振替不能通知」を郵送させていただきます。至急、お近くの金融機関または役場・値賀出張所、コンビニエンスストアにて納付してください。

保育料を期限までに納付いただけない場合は、督促料金が発生します。督促状を送付しますので、督促料金を合わせた金額を納付してください。

それでも納付いただけない場合は、延滞金が発生したり差押え等を行うこともあります。

※口座振替を利用できる金融機関は、下記のとおりです。
（申し込みは各金融機関にて申請してください）

- **佐賀銀行**
- **唐津農業協同組合**
- **九州信用漁業協同組合連合会**
- **ゆうちょ銀行**

